

安曇野市長 宮澤 宗弘 様

令和2年3月18日  
安曇野市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 宮澤 正士

本人の同意がない個人情報の収集（公共施設等に設置された防犯カメラによる撮影および映像の保存）について（答申）

本人の同意がない個人情報の収集（公共施設等に設置された防犯カメラによる撮影および映像の保存）に関してなされた諮問について、下記のとおり答申する。

## 記

### 第1 諮問の趣旨

市長及び安曇野市教育委員会は、令和元年7月17日付け諮問書において、本人の同意がない個人情報の収集（公共施設等に設置された防犯カメラによる撮影および映像の保存）に関する諮問の趣旨について、「防犯カメラは、犯罪の抑止効果を期待できるが、その一方で、個人情報やプライバシー権を侵害するおそれを有しています。このことから、適正な個人情報の保護を図るため、公共施設等における防犯カメラの設置及び運用等に関して、貴委員会の意見を求めます。」と説明している。

### 第2 審査会の意見

#### 1 防犯カメラによる個人情報の収集の公益上の必要性

公共施設等における防犯カメラによる撮影により、公共施設等を利用する不特定多数の人の顔、身体等容ぼうに関する情報も取得されることになるが、この情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は、特定の個人を識別され得る情報であり、さらに、職務上取得し組織的に利用されること、及び、上書きによる消去されるまで保存されること等も併せて考えると、安曇野市個人情報保護条例（平成18年3月27日条例第6号。以下「条例」という。）第2条第1号の「個人情報」に該当するものと解される。そして、条例第8条第2項は、「実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない」と定め、個人情報について本人からの直接収集を原則とすることを実施機関の義務としている。ただし、条例は、例外的措置として本人以外から個人情報を収集することができる場合を定めている（同条第2項第1号から第6号まで）。その場合の一つが、「実施機関が安曇野市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いたうえで、公益上必要があると認めたととき」である（第6号）。防犯カメラでの撮影によって個

人情報を収集することは個人情報をも本人以外のものから収集することに当たるため、防犯カメラによる個人情報の収集に公益上の必要性があると認められるかどうかについて検討しなければならない。

公共施設等に防犯カメラを設置・運用する目的は、安曇野市防犯カメラの設置及び運用に関する規則（平成24年3月30日規則第15号。以下、「規則」という。）によると、犯罪を予防すること及び公共施設等への不法行為に対する法的措置に画像を利用することにある（規則第2条第2号）。当審査会に提出された資料及び実施機関の説明によると、具体的には、庁舎に防犯カメラを設置・運用する目的は、利用者・職員のトラブル防止、夜間・休日の庁舎管理等であり、認定こども園、教育施設に防犯カメラを設置・運用する目的は、不審者の侵入防止、子どもの連れ去り防止等であり、美術館、資料館に防犯カメラを設置・運用する目的は、展示品・資料の盗難防止等であり、交流学習センター、図書館に防犯カメラを設置・運用する目的は、図書等の無断持ち去り防止、施設利用者の置き引き被害防止等であり、商業施設、公共温泉施設、体育施設、リサイクルセンターに防犯カメラを設置・運用する目的は、商品の盗難防止、施設利用者の置き引き被害防止、不法投棄防止等であり、駐車場、駐輪場に防犯カメラを設置・運用する目的は、車上狙い、自転車盗難被害防止等であり、駅・公園のトイレに防犯カメラを設置・運用する目的は、器物損壊、いたずら防止等であるが、抽象的に見る限り、上記の目的はいずれも正当なものであると認められ、防犯カメラを設置・運用する必要性も否定することはできない。また、公共施設等を利用する不特定多数の人を一方的に撮影するものとならざるを得ないという防犯カメラの性格に加えて、犯罪を予防すること及び公共施設等への不法行為に対する法的措置に画像を利用することという目的からして、個人情報を本人から収集することも、または本人の同意を得て収集することも事実上不可能である。これらの点にかんがみると、防犯カメラでの撮影により個人情報を本人以外のものから収集することについて、公益上の必要性があると認めることができる。

## 2 防犯カメラの適正な設置及び運用

以上に述べたとおり、実施機関が防犯カメラでの撮影により個人情報を収集することは公益上必要があると認められる。つぎに、実施機関が防犯カメラを適正に設置・運用しているかどうかを検討する。

公共施設等に設置された防犯カメラによる撮影および画像の保存は、公共施設等の利用者等の肖像権（承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由）やプライバシーの権利を制限する可能性があり、比例原則（権利・自由の制約は目的の達成に必要な最小限度にとどまらなければならないとする原則）に基づいて、設置場所、撮影時間、撮影範囲等について、防犯カメラの設置目的の達成のために必要な範囲に限定する必要がある。また、個人情報保護の観点から、防犯カメラの使用法の相当性も求められる。そうすると、防犯カメラの設置・使用にあたっては、（1）防犯カメラの設置台数、性能、撮影範囲等が肖像権及びプライバシーの権利を必要以上に制約するものでないこと、（2）防犯カメラによる

撮影の対象とされる個人に対し、防犯カメラが設置されていることを明示すること、(3) 画像の保存について、目的の達成に必要な合理的期間を定め、期間終了後に確実に消去すること、(4) 法令に規定がある場合等を除き、設置目的以外の目的に利用され、又は提供されてはならないものとする、(5) 個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損のないよう、個人情報の適切な管理に必要な保護措置が講じられていること等が求められていると考えられる。

実施機関は、防犯カメラの設置及び運営に際して個人情報の適正な取扱いを行うために規則を制定している。そこで、規則の内容を見ると、規則第3条は、管理責任者は、設置された防犯カメラの管理について、(1) 撮影対象範囲、撮影時間等撮影に関する事項、(2) 記録の方式、保管期間等画像の記録に関する事項を定めるものとして定め、規則第4条は、市長等は、防犯カメラを設置するときは、(1) 防犯カメラによる撮影対象範囲は、必要最小限となるようにすること、(2) 防犯カメラによる撮影対象範囲の見やすい場所に、防犯カメラを設置していることを表示することを配慮しなければならないと定め、規則第5条は、第2項において、市長等は、画像及び記録媒体の保管について、第6条ただし書各号に規定する場合を除き、画像及び記録媒体の目的外の利用及び提供を禁止する措置を行うものとして定めるとともに、第3項において、画像及び記録媒体の保管期間は、第2条第2項の目的のために画像又は記録媒体を利用する場合、第6条ただし書に規定する場合又は別に定めのある場合以外の場合を「14日以内」とし、市長等は、当該期間が経過したときは、速やかに画像の消去又は記録媒体の粉碎等の処理を行うものとして定めている。また、規則第5条は、第1項において、防犯カメラが破損又は盗難に遭わないような措置を講じるものとして定め、第2項において、画像及び記録媒体の保管について、漏えい、滅失、破損、流出又は改ざんの防止のために、画像及び記録媒体は、施錠可能な保管庫内で保管すること等の措置を講じるものとして定めている。これらの規定の内容にかんがみると、規則は比例原則及び個人情報保護の考え方を十分に取り入れた内容になっていると認められる。

つぎに、防犯カメラの運用の適正について検討する。当審査会に提出された資料及び実施機関の説明によると、実施機関は、防犯カメラを設置する施設を、(1) 庁舎、(2) 認定こども園、教育施設、(3) 美術館、資料館、(4) 交流学習センター、図書館、(5) 商業施設、公共温泉施設、体育施設、リサイクルセンター、(6) 駐車場、駐輪場、(7) 駅・公園のトイレに類型化し、当該公共施設の性格に応じて防犯カメラの設置目的を個別具体的に定め、防犯カメラの設置箇所及び撮影対象範囲を防犯カメラの設置目的を達成するために必要な範囲に限定し、公共施設等の利用者等の肖像権及びプライバシーの権利を必要以上に制約することのないよう配慮している。また、防犯カメラを設置・使用しているすべての施設において、その出入り口や施設内の見やすい場所にカメラ設置表示をしている。さらに、画像の保管期間も、規則に則って各防犯カメラの設置目的の達成に必要な合理的期間を定めるとともに、当該期間が経過したときは上書きにより画像を消去している（なお、3台の

防犯カメラにおいては録画をしていない。)。加えて、全施設において専用の保管庫、防災盤に組み込むなどして、防犯カメラや記録媒体等の盗難防止、滅失防止措置を講じている。当審査会は、防犯カメラ設置の許容要件等について、現在、種々の議論がなされていることを承知しているところであるが、他の地方公共団体における防犯カメラの設置・運用の状況も踏まえて判断すると、実施機関による防犯カメラの運用は個人情報の保護の観点から相当の水準に達しているものと評価することができると思う。それ故、当審査会は、規則に基づく防犯カメラの運用は適正であると認める。

### 3 審査会の意見

以上に述べたところから、当審査会は、規則は肖像権・プライバシーの権利及び個人情報保護に十分に配慮した内容であり、この規則に基づく防犯カメラの運用も適正であると認める。また、防犯カメラでの撮影により個人情報を本人以外のものから収集することに公益上の必要性があり、防犯カメラでの撮影による個人情報の収集は個人情報を本人からの直接収集するという原則の例外（条例第8条第2項第6号）として許容されると判断する。

そこで、当審査会は、実施機関に対し、今後とも規則を遵守し、市民等の肖像権やプライバシーの権利を侵害することのないよう防犯カメラの設置及び運用を適切に行うよう要望する。

すでに述べたように、実施機関は、防犯カメラを設置する施設を、（1）庁舎、（2）認定こども園、教育施設、（3）美術館、資料館、（4）交流学習センター、図書館、（5）商業施設、公共温泉施設、体育施設、リサイクルセンター、（6）駐車場、駐輪場、（7）駅・公園トイレに類型化し、当該公共施設等の性格に応じて防犯カメラの設置目的をそれなりに具体的に定め、防犯カメラの設置箇所及び撮影対象範囲を防犯カメラの設置目的を達成するために必要な範囲に限定するよう努めており、上記の公共施設等における防犯カメラの設置及び運用については、他の地方公共団体における防犯カメラの設置・運用の状況も考慮すると、個人情報の保護の観点から相当の水準に達しているものと評価することも可能であり、その適正が確保されていると考えられる。このことから、当審査会は、実施機関が公共施設等に新たな防犯カメラを設置する場合において、上記の種類のいずれかに該当する公共施設等に防犯カメラを設置するときは、当該公共施設に防犯カメラを設置することについて、公益上の必要性を判断するに際して当審査会の意見を聴くことを実施機関に求めないことにする。他方、上記の種類のいずれにも該当しない公共施設等に新たに防犯カメラを設置するときは、実施機関は公益上の必要性を判断するに際して当審査会の意見を聴くことを求める（条例第8条第2項第6号）。

また、当審査会は、市民等の肖像権やプライバシーの権利を不必要に制限することがないように、すでに設置・運用している個別の防犯カメラの設置の必要性及び運営の適正について、防犯カメラの設置の許容要件等に関する議論の動向及び防犯カメラの運用状況を踏まえて定期的に検証し、必要に応じて適切な措置を講じることが必要であるとする。

め、当審査会は、防犯カメラの設置状況及び個人情報の収集、利用、提供等の管理運営の状況を取りまとめて、毎年審査会に報告することを実施機関に求める。

なお、令和元年 12 月 25 日に開催された審査会において、実施機関から現行の規則の改正案を示された。改正案は、第 2 条の「防犯カメラ」の定義において防犯カメラの目的をより具体的に示すとともに、第 3 条において管理責任者に加え取扱責任者を新たに規定し、防犯カメラの操作等を行うことができる者の範囲を限定している。また、現行の規則の第 4 条は、市長等は、防犯カメラを設置するときは、「次に掲げる事項を配慮しなければならない」と定めているが、改正案第 4 条は、これを「次の掲げる措置を講じるものとする」に変更し、防犯カメラの適正な設置と運用をより徹底する内容にしている。さらに、改正案は、第 6 条の定める外部提供時の留意事項について、画像データ等の提供する相手方に対し遵守させなければならない事項を追加している。今後、規則が改正された場合、改正された規則に基づき防犯カメラの適正な設置と運用を図っていただきたい。

日付	内容
令和元年 7 月 17 日	諮問書の受理
令和元年 7 月 17 日	審査会開催 ・事務局からの説明 ・質疑応答 ・審議
令和元年 12 月 25 日	審査会開催 ・審議
令和 2 年 3 月 18 日	答申